

## 住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準におけるただし書の取扱い

日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準(JIS A 3302)」における「2 建築用途別処理対象人員算定基準」のただし書(以下、「JIS 基準ただし書き」)を適用し、算定人員を増減する場合の取扱いを次のとおり定める。

### 第1 対象住宅及び算定人員の変更内容

一戸建て住宅(延べ面積が130㎡を超える専用住宅に限り、二世帯住宅を除く。以下「住宅」という。)のうち第2に掲げる適用条件に合致する場合は、設置する浄化槽の処理対象人員を5人とすることができる。

### 第2 適用条件

以下のすべての条件に適合すること。

- 1 台所及び浴室がそれぞれ1箇所以内であること。
- 2 実居住人員及び将来の居住人員見込みが5人以下であること。
- 3 2において4人又は5人である場合、予定使用水量(次のいずれかの方法により算定した値)が1日あたり1,000リットル以下であること。
  - イ 水道のみを使用している場合 最大水道使用量実績値とする。ただし、下記に該当する場合は1日あたり最大水道使用量実績値に次の値を乗じて得た値とすること。
    - A 居住人員の増加の予定がある場合 予定居住人員/実居住人員
    - B 従前が汲取り便所の場合 200/150
  - ロ 水道に加え井戸水等を使用している場合(ただしメーターの設置その他適切な方法により最大井戸水等使用水量実績値を提出できる場合に限る) イの方法によるものとし、「最大水道使用量実績値」を「最大水道使用量実績値に最大井戸水等使用水量実績値を加えた値」と読み替えて算出した値とする。
  - ハ 井戸水等のみを使用している場合(ただしメーターの設置その他適切な方法により最大井戸水等使用水量実績値を提出できる場合に限る) イの方法によるものとし、「最大水道使用量実績値」を「最大井戸水等使用水量実績値」と読み替えて算出した値とする。
- 4 設置者の責任において浄化槽の法定検査、保守点検及び清掃が適正に実施されること。
- 5 浄化槽法施行規則第一条(使用に関する準則)を遵守すること。
- 6 既存の浄化槽がある場合、直近の法定検査の結果が「適」であること。
- 7 今後、設置する浄化槽の処理能力以上に排水のBOD量が高くなる要因がないこと。
- 8 浄化槽設置後、ライフスタイルの変化等により第1号から第5号の基準に適合しなくなる等の要因で法定検査の結果が「不適」と判断された場合においては、適切な規格(人槽)の浄化槽への切替・交換を含め適切な対応が可能であること。

### 第3 手続き方法

JIS 基準ただし書きの適用を希望する場合は、浄化槽設置届出書の「12. その他特記すべき事項」欄に適用を希望する旨を記載することとし、当該届出書には下記書類を添付すること。また、提出時には必ず設置者が窓口へ持参すること。

- 1 誓約書
- 2 実居住人員及び将来の居住人員見込みが4名及び5名である場合、最近1年間の水道使用量及び井戸水等使用水量実績値を明らかにする資料
- 3 ただし書き適用に係るチェックシート

### 第4 適用日

本取扱いは、平成26年7月1日から適用する。ただし、適用日以前に本取扱いを適用することを妨げない。

附 則（令和3年3月30日付け下水道第1359号下水道課長通知）  
本取扱いは、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和3年7月8日付け下水道第599号下水道課長通知）  
本取扱いは、令和3年7月8日から適用する。

附 則（令和6年3月28日付け下水道第2133号下水道課長通知）  
本取扱いは、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年3月24日付け下水道第2010号下水道課長通知）  
本取扱いは、令和7年4月1日から適用する。